

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月29日
【事業年度】	第63期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	オルガノ株式会社
【英訳名】	ORGANO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本喜代志
【本店の所在の場所】	東京都江東区新砂1丁目2番8号
【電話番号】	03(5635)5105
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 田中康彦
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新砂1丁目2番8号
【電話番号】	03(5635)5105
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 田中康彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第63期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(7) その他

< 中略 >

< 中略 >

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

< 中略 >

< 中略 >

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

< 中略 >

(訂正後)

(7) その他

< 中略 >

< 中略 >

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

< 中略 >

< 中略 >

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。) 及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

< 中略 >